

2022年12月3日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2022年12月3日午後2時から午後4時半ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、大友、小林、林、巫（6名）

2. 議長の選任

小林秀彦氏を議長に選任し、研究会を開始しました。

3. 報告

【公務執行妨害・弁護士紛議調停一第1回会合と予定】

【報告者】小林秀彦（パワーポイントファイルで説明）

私が公務執行妨害罪事件で有罪判決を受けた件で、弁護士にも問題があったと思うので、二審、三審の弁護を担当したH弁護士に懲戒請求をしたが状況はよくわかりません。紛議調停は5月ごろに申し立てたが、12月1日に第1回の期日が行われた。弁護士は出席したが同室では話し合わず、別の部屋でそれぞれに弁護士会の担当者が言い分を聞いた。調停は話し合いの可能性があれば継続するが、なければその時点で終了する。

事件は、申立人が家裁の書記官室での書記官に質問していた時に、書記官に暴行したと訴えられたもので、事実認定の根拠は書記官Iとその上司の証言で、申立人とその家族の証言は信頼できないと裁判官に判断され、有罪にされた。証人尋問のやり直しを求めたが拒否された。証言以外に、申立人側では別の角度からの証拠を提出したかったが、裁判官が拒否した。H弁護士は、弁護活動で申立人の要望をところどころ無視して、十分な弁護をしなかった。決定的な証拠はなく、推定無罪の刑事司法原則により、無罪にすべきであった。裁判官の自由心証主義の弊害が露呈した裁判である。

申立人からの要求は、

1. 当該裁判の問題点解明、善処、謝罪
2. 申立人拘留時尋問のDVDの申立人への引き渡し
3. 裁判費用の返還

弁護士側は、いずれも拒否した。

【裁判官忌避請求に対する簡易却下について】

【発表者】山村三郎

前から伝えていたように、裁判¹が一回の口頭弁論で結審した。こうなることは想定済みだったので、あらかじめ、次のように裁判所に申し入れていた。

1. 口頭弁論で双方が主張する機会を保障してほしい
2. それができないならば、書面を双方が提出して、攻撃防御をできる状況を保障してほしい。
3. それができないならば、できない理由を納得できるよう説明してほしい。
4. それができないのならば、そんな裁判は意味ないので、裁判はしない。

このように条件を付けていたのに、裁判官は全部無視して結審した。これは受け入れられないので、裁判官は代ってくださいと忌避申立を提出した。しかし、棄却、却下されるので、さらに忌避を申し立て、3回繰り返したところ、裁判所は「簡易却下」したといい、判決の期日を〈2022年〉8月2日と決めて、判決を言い渡した。書記官にどういう法規定に基づいてそういうことをするのかと確認したところ、法律はなく、裁判官の判断だということだ。法律がないのにそんなことをしていいのかと書記官に聞いたところ、書記官は違法だと認めた。これについて、裁判所と話しているのが現状だ。

3. 議論の要約²

【裁判官忌避の簡易却下と判決言い渡しは違法か】

(山村) 書記官が言ったように、裁判所は裁判官忌避の効力を、法律に違反して、無効化して判決を言い渡した。裁判所はこのようにやりたい放題だ。どうすればいいのか、考えている。

(小林) 我々は法曹の専門家でないので、そういう問題はよくわからない。専門家に聞くしかないが、専門家も無駄だからやめろくらいのことしか言わないでしょう。

(山村) 我々の力ではどうしようもないが、数が集まれば影響力を発揮できる可能性もある。

(小林) 5千万人くらい賛同を得られれば、確かに変えられるが、100人くらいではどうしようもありません。私は、数の力ではなく、論理の力で対抗しようと考えます。

(山村) 会として、みんなで目的に向かって活動すべきではないか。そのため

¹ 令和2年(ワ)第3631号号受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件。第1回口頭弁論は横浜地裁で2021年7月9日。

² 議論の要約であり、この順で、この言葉通りの議論が行われたわけではありません。

の会ではないか。

(小林) 山村さんが活動の案などを示して、会員に説明するべきでしょう。

(山村) 巫さん、どう考えますか。

(巫) 山村さんの説明を完全に理解できていないので答えられませんが、要するに、20年ほど前に山村さんが裁判で不当な判決を受けたと言っていることが前提ですよ。

(山村) 違う、そんなことは言っていない。会の性格の話だ。会員の状況を会で共有して、目標に向かうという会ではないのか。

(巫) 山村さんの説明を復唱して確認しようとする、会の性質の話に問題を転嫁されてしまうので、山村さんの状況を共有できません。

では言い直しますが、要するに裁判官の忌避申立の手段中に、裁判官が判決を出したことが違反だということですか。

(山村) そうです。忌避申立の審議中には判決は出せないと法律で決まっています。判例があろうとなんだらうと、法律でそう定めているので、違反です。

(巫) 私は法文や判例を詳しく調べていませんが、山村さんの説明だけでは、それが違反かどうかはすぐには判断できません。

(小林) 昭和29年の最高裁判例³があり、裁判官忌避の審議中に判決を下すことは違法だが、裁判官忌避申立が後に理由がないとされた場合には判決は有効だと言っています。

(巫) 分かりにくい判例ですね。

(林) 刑事訴訟法には簡易却下の規定⁴がありますね。民事にも何かあるのではないですか。

(巫) インターネットで調べるといくつか記事がありますが、大事なところは有料になっている。何かありそうですね。

民事訴訟法24条から26条までが裁判官忌避を定めているのでこのあたりでしょうか。

(山村) 26条です。

³ 民事訴訟法第26条（訴訟手続きの停止）

「忌避申立てに対する裁判確定以前に、忌避申立てを受けた裁判官が下した判決は違法ではあるが、判決後忌避の申立てが理由なしとする決定が下されそれが確定したときは、判決は有効となると解するのが相当である。」

（最判昭29・10・26民集8・10・1979）

有斐閣・判例6法、民事法・産業法、2776ページ、2009

⁴ 第24条 訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立は、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前条第三項の規定を適用しない。第二十二條の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立を却下する場合も、同様である。

② 前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下する裁判をすることができる。

第26条 除斥又は忌避の申立てがあったときは、その申立てについての決定が確定するまで訴訟手続を停止しなければならない。ただし、急速を要する行為については、この限りでない。

(巫) 但し書きが気になりますね。決定が確定するまでの間というのは、細かく言うとどうなるのでしょうか。

<巫の補説>

民訴法では、裁判官忌避申立が棄却・却下された場合には即時抗告することができ、即時抗告は原裁判の進行を停止させるものだから⁵、「理論的には」山村さんの言う通り、民事訴訟での簡易却下は違法といえそうですね。

(山村) 忙しいので抜けます〈山村退席〉。

【閉会】

(巫) 問題を共有できたとは言えませんが、山村さんが言っていることは、少しはわかりました。細かい点は調査しなければわからない。

(林) 今日はこのくらいで閉会しましょうか。

(巫) そうですね。このあたりで。

(小林) 次回はまた2週間後でいいですね。では、閉会します。

4. 次回の予定

次回は、2週間後の日本時間2022年12月17日(土)14時から17時くらいまでのZoom会議とします。Zoomホストは小林さんです(米西部時間では、2022年12月16日(金)22時から25時くらい、米ハワイ時間では18時から)。

2022年12月5日

巫召鴻

⁵ 民事訴訟法25条5 除斥又は忌避を理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第334条 抗告は、即時抗告に限り、執行停止の効力を有する。

2 抗告裁判所又は原裁判をした裁判所若しくは裁判官は、抗告について決定があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができる。